

豊橋市バイオマス資源利活用施設整備・運営事業

事業者選定基準

平成26年 4 月

豊橋市

豊橋市上下水道局

目 次

第1 総則	1
1 優先交渉権者及び次点交渉権者の決定方法	1
2 審査の進め方	1
3 審査結果の公表	2
第2 資格審査	3
第3 提案審査	6
1 基礎審査	6
2 総合審査	7

第1 総則

1 優先交渉権者及び次点交渉権者の決定方法

「豊橋市バイオマス資源利活用施設整備・運営事業」（以下「本事業」という。）の実施においては、設計、建設、維持管理及び運営に関する専門的な知識やノウハウが求められることから、優先交渉権者及び次点交渉権者の決定に当たっては、設計、建設、維持管理運営等の提案内容、事業計画の妥当性・確実性、提案価格等の各面から評価を行う、公募型プロポーザル方式を採用する。

この「豊橋市バイオマス資源利活用施設整備・運営事業事業者選定基準」（以下「本書」という。）は、豊橋市及び豊橋市上下水道局（以下「市」という。）が、公募型プロポーザル方式により優先交渉権者、次点交渉権者を決定するための基準を示すものである。

2 審査の進め方

審査は、以下の手順で実施する。

- (1) 資格審査：第一次審査として応募資格の有無を確認する。
- (2) 提案審査：第二次審査として応募者からの提案内容を審査する。審査は「基礎審査」と「総合審査」から構成され、「基礎審査」では、提案価格及び提案内容が市の基準を満たしているか否かを確認する。「総合審査」では、提案内容（提案価格含む）を様々な視点から総合的に評価する。

資格審査及び基礎審査は市が行うものとし、総合審査については、「豊橋市バイオマス資源利活用施設整備・運営事業審査委員会」（以下「審査委員会」という。）が実施する。審査委員会は、学識経験者及び市職員で構成され、審査委員会において決定した基準に基づいて提案内容（提案価格含む）の審査を行い、最優秀提案及び次点提案を選定する。市は、審査委員会による審査結果を踏まえ、最優秀提案を行った者と契約交渉を行う。

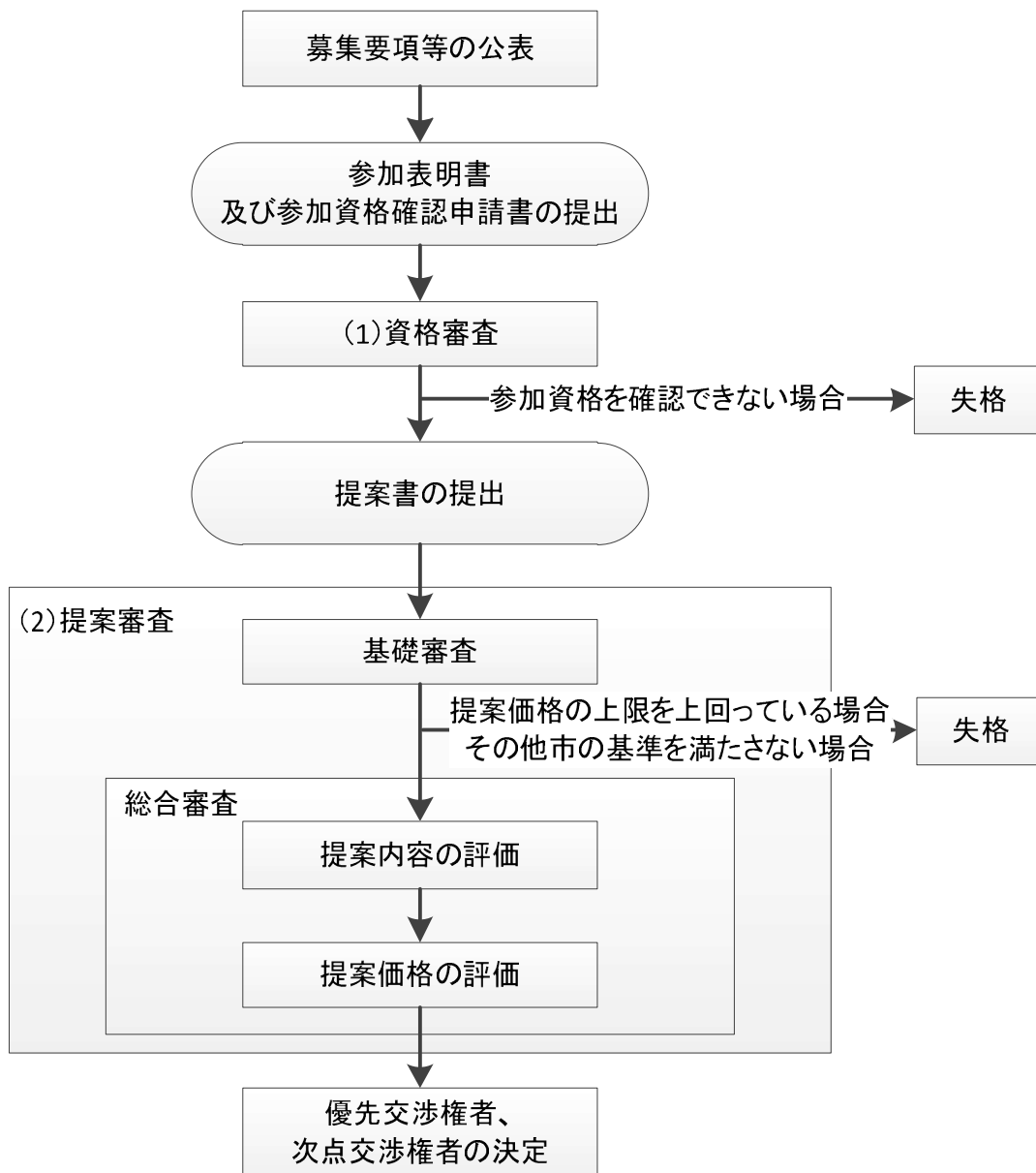


図1 審査の進め方

3 審査結果の公表

審査の結果については、各応募者へ個別に通知するほか、結果の概要については市の公式ホームページにおいて公表する。

第2 資格審査

資格審査では、応募者から提出される資格審査に関する提出書類を基に、応募者が参加資格を満たしているか否かを確認する。本審査は市が実施し、参加資格が確認できない場合は失格とする。本審査における確認内容は下表のとおりとする。

表1 資格審査における確認内容

区分	確認内容	対象様式
全般	ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく入札参加の資格制限に該当しないこと。	様式2-9
	イ 破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定による破産手続開始の申立て、又は同法附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法施行による廃止前の破産法（大正11年法律第71条）第132条又は第133条の規定による破産申立てがなされていないこと。	
	ウ 会社更生法（平成14年法律第154条）第17条の規定による更生手続開始の申立て、又は同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法施行による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと。	
	エ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立て、又は平成12年3月31日以前に、同法附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる和議事件にかかる同法施行による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てがなされていないこと。	
	オ 清算中の株式会社である事業者について、会社法（平成17年法律第86号）第511条に基づく特別清算の申立てがなされていないこと。	
	カ 参加資格確認申請書を提出する時までに直近2か年の国税、都道府県税及び市町村税を滞納していないこと。	市の資料 様式2-8
キ 市が本事業のアドバイザー業務を委託している者及び当該アドバイザー業務において提携関係にある者、またこれらの者と資本面若しくは人事面において関連ある者でないこと。なお、本事業のアドバイザー業務及び当該アドバイザー業務において提携関係にある者は以下のとおり。 (ア) 八千代エンジニアリング株式会社 (イ) アンダーソン・毛利・友常法律事務所	市の資料 様式2-8 様式2-9	

区分	確認内容	対象様式
	ク 本事業にかかる審査委員会の審査委員及び審査委員と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。	市の資料 様式2-8 様式2-9
	ケ 参加資格確認申請書の提出から優先交渉権者として決定されるまでの間において、市の指名停止措置を受けていないこと。	市の資料
	コ 参加資格確認申請書の提出から優先交渉権者として決定されるまでの間において、「豊橋市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成26年3月26日付け豊橋市長、愛知県豊橋警察署長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。	市の資料 様式2-9
設計	ア 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。	様式2-5
	イ 平成26・27年度に豊橋市が発注する設計・測量・建設コンサルタント等業務の契約に関し競争入札に参加する者に必要な資格を有すること。	市の資料
	ウ 設計企業が単独の場合又は複数の場合にかかわらず、ア及びイの要件は全ての者が満たすこと。	様式2-5
建設	ア 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事、機械器具設置工事、水道施設工事及び清掃施設工事につき、特定建設業の許可を有していること。ただし、建設企業が複数の場合は、複数の者で全てを満たせば良いものとする。	様式2-6
	イ 平成26・27年度に豊橋市が発注する建設工事の契約に関し競争入札に参加する者に必要な資格を有すること。ただし、建設企業が複数の場合は、全ての者が満たすこと。	市の資料
	ウ アで有する特定建設業の許可に対応した直近の経営事項審査結果の総合評定値について、電気工事が1,100点以上、機械器具設置工事が900点以上及び清掃施設工事が1,100点以上であること。ただし、建設企業が複数の場合は、複数の者で全てを満たせば良いものとする。	様式2-6
	エ 国、地方公共団体又は特殊法人等が発注した下水道汚泥等のバイオマスからバイオガスを回収しエネルギー利用を行う施設（実証プラントを含む。）の工事を、平成16年4月1日以降に元請として完了した実績を有すること。ただし、建設企業が複数の場合は、ウの参加資格を満たす者が複数で全てを満たせば良いものとする。	様式2-6
	オ 建設企業が単独の場合は、必ずアからエの要件を全て満たし、募集要項に示す特別目的会社に対する出資を行うこと。	様式2-2 様式2-6

区分	確認内容	対象様式
	カ 建設企業が複数の場合は、イの要件は全ての者が満たすこととし、ア、ウ及びエの要件は複数の者で全てを満たせば良いものとする。さらに、エの要件を満たす者の少なくとも1社は、募集要項に示す特別目的会社に対する出資を行うこと。	様式2-2 様式2-6
維持管理・運営	ア 平成26・27年度に豊橋市が発注する委託業務等の契約に関し競争入札に参加する者に必要な資格を有していること。	市の資料
	イ 下水道法（昭和33年法律第79号）第22条第2項に規定する政令で定める資格者を配置でき、国土交通省に下水道処理施設維持管理業の登録をしていること。	様式2-7
	ウ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第21条第3項に規定する政令で定める資格者を配置できること。	様式2-7
	エ 国、地方公共団体又は特殊法人等が発注した下水道汚泥等のバイオマスからバイオガスを回収しエネルギー利用を行う施設（実証プラントを含む。）の維持管理・運營業務を、平成16年4月1日以降に元請として1年間以上受託した実績を有すること。	様式2-7
	オ 維持管理・運営企業が単独の場合は、アからエの全ての要件を満たすこと。複数の場合は、上記アの要件は全ての者が満たすこととし、イからエの要件は、複数の者で全てを満たせば良いものとする。	様式2-7
その他	ア 設計、建設、維持管理・運營業務以外の業務を実施する企業が構成企業又は協力企業として参画する場合は、平成26・27年度に市が発注する契約に関し競争入札に参加する者に必要な資格を有していること。	市の資料

第3 提案審査

1 基礎審査

基礎審査では、提案書類について提案価格が提案価格の上限額以下であるか否か、及び応募者からの提案内容が募集要項等に示す条件を満たしているか否かを確認する。本審査は市が実施し、全ての確認項目を満足できていない応募者は失格とする。

(1) 提案価格の確認

市は、提案書に記載された提案価格が上限額以下であることの確認を行う。提案価格が上限額を上回った応募者は失格とする。

(2) 提案書類の確認

応募者から提出された提案書類について下記の事項を確認する。

表2 提案書類の確認内容

確認項目	確認内容	対象様式
一般事項	① 要求した提出書類が全て揃っていること。 ② 指定した様式に必要な事項が記載されていること。 ③ 提案書全体を通じ、提案内容に矛盾や齟齬がないこと。 ④ 本事業の実施に係る提案内容が、市が要求する水準及び性能に適合していること。	提案書類全般
特別目的会社の組成	⑤ 代表企業の出資比率が出資者中最大であること。 ⑥ 構成企業の出資比率の合計が50%を超えること。	様式 7-3a
事業計画の妥当性	⑦ 資金の調達先、調達額、調達条件（金利等）が明確であること。	様式 7-3a
	⑧ 借入金の返済能力（DSCR \geq 1.0）があること。	様式 7-4e
	⑨ 提案価格において、算出根拠が明示されていること。	様式 7-3 b 様式 7-4 b ~e
スケジュール	⑩ 運営開始が確保されるための合理的なスケジュールとなっていること（設計期間、建設期間、供用開始準備期間等に明らかな矛盾がないこと。）。	様式 5-10
付帯事業（提案バイオマス）	⑪ 特定事業に悪影響を与えるような提案となっていないか。（設備の故障、ガス量の低下、市のバイオマス処理の遅延等）	様式 8-2

※評価対象の様式には、添付資料も含むものとする。

※DSCR（Debt Service Coverage Ratio）…各年度の元利金返済前キャッシュフローが、当該年度の元利金支払所要額の何倍かを示す比率

2 総合審査

総合審査では提案価格と提案内容の二つの面から評価を行う。提案価格の評価点が40点満点、提案内容の評価点が60点満点の合計100点満点で評価する（総合審査の結果が同点となった場合には、提案内容の評価点が高い応募者を優先交渉権者とする。）。

なお、審査委員会は、総合審査の過程において各応募者に対しヒアリングを実施する。

ヒアリングは平成26年9月下旬を予定しているが、詳細については提案書類受付後に改めて市から各応募者に連絡する。

$$\text{総合評価点数（満点 100 点）} = \text{提案価格の得点（40 点）} + \text{内容評価の得点（60 点）}$$

(1) 提案価格の評価

特定事業に関する提案価格から未利用地利活用業務により市に支払う賃貸料総額（提案単価（円/㎡・年）×提案活用面積（㎡）×22年9か月）を差し引いた額を提案評価額とする。

提案評価額において最低価格を提示した提案に満点（40点）を付与する。それ以外の提案評価額については、次式に従って得点化する。

なお、得点化の際は、小数点第3位以下は四捨五入し、小数点第2位までを求める。

$$\text{提案評価額Aの得点} = \text{最低の提案評価額} \div \text{提案評価額A} \times 40$$

$$\text{提案評価額} = \text{特定事業の提案価格} - \text{未利用地利活用業務における事業期間中の賃貸料}$$

(2) 提案内容の評価

応募者からの提案内容を、「別表1 評価項目及び配点」に基づき審査委員会が得点化する。採点基準は下表のとおりである。

表3 内容評価の採点基準

評価	評価内容	採点基準
A	提案内容が優れており、かつその効果が期待できる	配点×1.00
B	提案内容の効果が期待できる	配点×0.75
C	提案内容の効果がある程度期待できる	配点×0.50
D	要求水準を満たしている程度	配点×0.25

なお、得点化の際は、小数点第3位以下は四捨五入し、小数点第2位までを求める。

別表 1 評価項目及び配点

I. 事業計画に関する事項

項目		評価の視点	配点	主たる対象様式
1	全体計画	① グループが本事業に取り組むにあたっての事業実施方針 ・市の方針の理解度・適合度 ・事業実施方針の明確性、事業提案内容との適合性 ② 本事業の目的を達成する上での配慮・工夫 ・提案における配慮・工夫事項（セールスポイント）の本事業との適合性・優位性 ③ 審査項目以外の観点からの優れた提案	2	様式 7-1
2	組織体制等及び事業実施方針等	① 事業を円滑に遂行でき、かつ市とのスムーズな連携が可能な組織体制 ② 各企業の役割分担、責任分担の適切性、明確性 ・各業務の担当企業の能力 ・スムーズな事業実施が可能な役割・責任分担 ・各企業間の連携・協力体制 ③ マネジメント能力 ・代表企業、統括責任者のマネジメント能力 ・マネジメント方法の妥当性	2	様式 7-2
3	資金調達	① 資金調達計画の妥当性 ② 資金調達の検討熟度・確実性 ③ 資金調達の安定化のための方策	2	様式 7-3a 様式 7-3b
4	長期収支計画	① 収入及び支出予測等の妥当性 ② 不足の資金需要への対応 ③ 債務償還計画の妥当性	2	様式 7-4a～ 様式 7-4e
5	リスク対応	① 潜在的リスクの把握とリスク管理・対応策の妥当性 ② 保険付保の妥当性 ③ 業務品質の低下、業績不振、破綻時等におけるバックアップ体制	2	様式 7-5a 様式 7-5b
6	モニタリング	① セルフモニタリングによる品質確保の妥当性・継続性 ② 市のモニタリングへの協力	2	様式 7-6
7	地域経済への配慮・貢献	① 地元企業の活用や資材等の調達 ② 地域雇用への配慮 ③ 周辺地域への貢献（地域コミュニティとのかかわり方など）	3	様式 7-7
小計			15	

II. 設計・建設及び施設能力に関する事項

項目		評価の視点	配点	主たる対象様式
1	全体計画	① 効率的な施設配置、全体計画としての効率性・安定性・安全性 ② 既存施設との連携	2	様式 5-2
2	環境負荷低減への貢献	① 環境負荷低減のための提案の具体性・妥当性	3	様式 5-3
3	計量設備	① バイオマスの搬入・受入量を計量・記録するための設備の妥当性	1	様式 5-4
4	し尿・浄化槽汚泥濃縮設備	① し尿・浄化槽汚泥の搬入量・質の変動への対応の柔軟性 ② 処理不適物除去の精度 ③ 設備の安定的な稼働(故障等による停止時の対応含む) ④ 悪臭への配慮	2	様式 5-5
5	生ごみ受入・前処理設備	① 生ごみの搬入量・質の変動への対応の柔軟性 ② 悪臭への配慮 ③ 処理不適物除去の精度 ④ 設備の安定的な稼働(故障等による停止時の対応含む)	5	様式 5-6
6	メタン発酵設備	① バイオマスの安全かつ安定的な処理(故障等による停止時の対応含む) ② バイオガス量の変動に対する対応の柔軟性 ③ バイオガス有効利活用設備の効率性及び安全かつ安定的な稼働	3	様式 5-7
7	発酵後汚泥処理設備	① 発酵後汚泥の安定的な処理(故障等による停止時の対応含む) ② 発酵後汚泥量・質の変動に対する対応の柔軟性 ③ 悪臭への配慮	3	様式 5-8
8	その他の設備	① その他の設備(受変電、非常用発電、排水設備、洗車、脱臭、夾雑物搬出、施設見学、施設管理等)計画の妥当性	2	様式 5-9
9	施工計画	① 工程計画の具体性・現実性 ② 施工管理計画の安全性、品質確保 ③ 周辺環境への配慮	1	様式 5-10
小計			22	

Ⅲ. 維持管理・運營業務に関する事項

項目		評価の視点	配点	主たる対象様式
1	維持管理 運営体制	① 効率的かつ安全・安定的な維持管理・運営が可能な実施体制（配置人員数、有資格者等）	2	様式 6-1
2	維持管理 業務	① 施設の修繕・定期点検計画の具体性・妥当性 ② 清掃・警備・外構維持業務の具体性・妥当性 ③ 市が実施する既存施設の大規模修繕の具体性・妥当性	2	様式 6-2
3	バイオマスの受入 管理及び 処理業務	① バイオマスの搬入・受入量の計量・記録業務の具体性・妥当性 ② 搬入量・質の変動や異物混入に対する設備の安定的な稼働（故障時の対応含む） ③ プラントの運転操作監視業務の具体性・妥当性 ④ 発酵不適物の管理・運搬業務の具体性・妥当性	3	様式 6-3
4	バイオガスの利活用 業務	① バイオガスの利活用方法の効率性及び安定性・継続性 ② バイオガスの利活用業務計画の安全性・安定性	3	様式 6-4
5	発酵後汚泥の利活用 等業務	① 発酵後汚泥の利活用方法の具体性・安定性・継続性 ② 利活用方法における環境負荷低減への配慮 ・利活用方法は環境負荷低減効果の高いものとなっているか。 ・出来る限り多くの量を利活用しているか。	7	様式6-5
6	危機管理 計画	① 危機管理計画の具体性・妥当性	2	様式 6-6
7	その他	① ライフサイクルコストの削減の具体性・妥当性 ② 周辺環境への配慮の具体性・妥当性（地域住民への対応含む） ③ 見学者対応の妥当性	2	様式 6-7
小計			21	

IV. その他

項目		評価の視点	配点	主たる 対象様式
1	付帯事業	① 未利用地利活用業務の現実性・具体性・継続性	1	様式 8-1
2	民間発案	① 事業実施に対する発案の貢献度	1	様式 9-1
小計			2	
合計			60	